

神奈川県立病院機構との契約締結に係る同意要件について

当神奈川県立病院機構で（以下、「機構」といいます。）は、物品購入や業務委託等の契約に当たり、神奈川県暴力団排除条例や機構の反社会的勢力への対応に関する規程への対応及び予算の適正執行を目的として、次の要件に同意をいただくこととさせていただいておりますので、予め御了承ください。

1 神奈川県暴力団排除条例に係る対応

(1) 暴力団の活動の助長の排除等

受注者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、受注者との契約を解除することができるものとします。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、機構はその損害の賠償の責めを負いません。また、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、機構の指定する期間内に支払わなければなりません。

ア 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「条例」といいます。）第2条第4号又は第5号に該当すると認められたとき。

イ 受注者が、条例第23条第1項及び第2項に違反したと認められたとき。

ウ 受注者及び役員等（受注者が個人の方である場合にはその方を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる方をいい、相談役、顧問その他名称の如何を問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる方と同等以上の支配力を有する方を含みます。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいいます。）の代表者をいいます。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(2) 暴力団からの不当介入の排除

ア 受注者は、機構との契約の履行に当たり、条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等（以下「暴力団等」といいます。）から不当介入を受けた場合は、遅滞なく機構に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査に協力をしていただくこととします。

イ 受注者は、不当介入を受けたことにより、機構との契約の履行期限に遅れが生ずるおそれがある場合は、速やかに機構と協議を行うこととします。

ウ 受注者は、暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに機構に報告するとともに、速やかに所轄の警察署に被害届を提出しなければならないこととします。

2 反社会的勢力への対応

受注者は機構と締結した契約の履行にあたり、反社会的勢力と一切の関係を持つてはなりません。また、機構は、反社会的勢力であると判明した相手方とは、契約を締結することはできません。

このため、受注者が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、1（1）と同様の取り扱いとします。

- ア 受注者が機構と締結した契約の履行にあたり、反社会的勢力と関係を持ったとき
- イ 契約締結後、受注者が反社会的勢力であることが判明したとき及び直接又は間接的に反社会的勢力が受注者を支配するに至ったとき。

3 契約処理状況に関する調査への協力

機構が、受注者との契約に係る適正な予算執行を期するために、受注者に対して契約の処理の状況に関する調査への協力を要請したときは、特別の事由がない限り応じていただくこととします。

問い合わせ先

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 本部事務局財務部財務経理課
電話 045-651-1231